

# 中小企業のための 新型インフルエンザ対策ガイドライン ～命を守り、倒産をまぬがれるために～

## 新型インフルエンザ大流行の危機が迫っています！

- 新型インフルエンザは、いつ発生してもおかしくない差し迫った危機で、ひとたび発生すれば人類に免疫がないため、すぐに世界中に広がります。
- 人口が集中している都市では、想像を超える大被害になると心配されています。国の試算によると、全国民の約25%が感染し、約17万人から64万人の死者が出ると予測されています。

## 正しい予防と対応でお客様や従業員と家族の命を守る！

- 大流行に備え、それぞれの事業者が、お客様や従業員と家族の生命の安全を第一に考え、感染拡大防止の対策を実施する必要があります。マスクの着用、手洗いの励行などによる予防策の徹底、感染の疑いや心配のある従業員は出勤させないなどの対策を行いましょよう。
- 何らかの対策を行わなければ、お客様や従業員の地域社会の命を危機にさらし、貴社が社会的批判を浴びる可能性さえあるのです。

## 倒産の危機を回避しましょう！

- 大流行により、数週間から数ヶ月ビジネスが中断する可能性があり、中小企業においては「倒産の危機」に直面する危険があります。あらかじめの備えをしておくことで、倒産の可能性は大きく変わると見込まれています。
- 本ガイドラインは、新型インフルエンザの基礎知識や、感染拡大の防止、事業の継続に必要な事項を示しています。ぜひ参考にいただき、対応を先送りせず今から準備にとりかかってください。

平成21年7月1日

富士商工会議所

# 1 新型インフルエンザが発生したら

(1) 新型インフルエンザとは、鳥から鳥へ感染する鳥インフルエンザウイルス（H5N1型等の）が変異し、人から人へ感染するようになるインフルエンザのことで、誰もが免疫を持っていないため、ひとたび流行すると多くの人々が感染し、瞬く間に世界中に広がる可能性があります。

(2) 新型インフルエンザが流行した際、国民の約25%が発病し、死亡者は17～64万人と予測（※1）されています。また、過去に大流行した新型インフルエンザ（※2）では、致死率が0.5%～2%といわれています。国民生活や経済社会に大きな混乱をもたらすことが懸念されます。

(3) 新型インフルエンザの症状は未確定ですが、予想される症状としては通常のインフルエンザと同様なものが含まれると考えられています。

まずは最寄りの保健所へ連絡を！

(4) 政府や自治体では様々な措置や感染拡大防止策を実施するとともに、国民や事業者等が感染予防策を講じることとしています。感染がさらに拡大しパンデミック（世界的大流行）がおこれば、社会状況と企業活動への影響は表1のように想定（※3）されています。

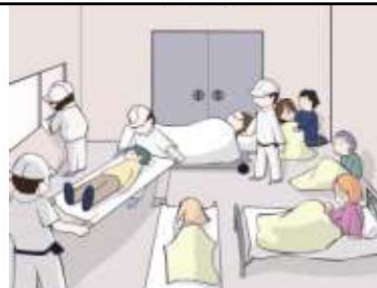


表1 感染拡大に伴う社会状況と想定される企業活動への影響等（パンデミック期）

事項	想定される社会状況の変化・企業活動への影響等
医療の提供	・ 患者が急増し、病床や医薬品が不足
集会等の自粛要請	・ 集客施設の多くは休業。全国で集会、興行等の自粛要請
出勤状況	・ 最大40%の欠勤率。子の休校、休園による欠勤も含まれる
資金の状況	・ 資金調達や支払い等に混乱が生じる可能性
経営	・ 労働力、原材料等の不足、資金繰り悪化等による経営悪化
企業の事業継続	・ 社会機能の維持に関わる事業は継続。一方不要、不急業務を休止
電気・水道・ガス・通信	・ 保守・運用等の業務を維持し供給、その他の業務は縮小、中断
公共交通	・ 運行本数減の可能性。利用者の接触を減らす措置等を実施
金融	・ 決済業務・ATM機能等を維持、その他の業務は縮小・中断
物流	・ 従業員不足による集配・配送業務の中断、遅配 ・ 宅配・通信販売等に対する業務が大幅に増加
行政サービス	・ 国民生活維持に必要な最小限のサービスを維持

※1 新型インフルエンザ対策行動計画（厚生労働省 17年12月）

※2 1918年のスペイン・インフルエンザでは全世界で2,000～4,000万人が死亡（致死率：2%）  
1957年のアジア・インフルエンザでは200万人死亡（致死率：0.5%）といわれている。

※3 事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン（改定案）（厚生労働省 20年7月）

## 2 お客様や従業員と家族の生命と健康を守ろう

(1) 新型インフルエンザの主な感染経路は、飛沫感染（くしゃみやせきによる唾液や鼻水の細かい粒を吸い込むことによる感染）と接触感染（汚染された手で鼻や目を触ることによる感染）と考えられています。空気感染が一般的に起きる可能性は低く、空調を止める必要などはないと考えられています。（図1参照）

(2) まずは自らの生命を守る「自助」、他人に感染させない「共助」、予防策の周知等の「公助」が重要です。

(3) 日常生活の中で実施できる感染予防策は、次のとおりです。

- ① 人と人との距離(2m以上)の保持
- ② 石鹸や消毒液での手洗いの励行
- ③ 咳エチケット（マスクの着用等）
- ④ 手指が触れる場所の清掃・消毒
- ⑤ 通常のインフルエンザワクチンの接種

（通常のインフルエンザの重症化リスクを減らして、新型との判別を容易にし、医療機関の混雑を緩和させるため）

(4) ウイルスを含んだ飛沫は不織布マスクのフィルターである程度は捕捉されますが、非感染者がマスク着用で飛沫を完全に吸い込まないようにすることは困難です。そこで、他の人（特に咳・発熱症状のある人）と2メートル以上の距離を保つ、流行時に人込みを避けるなどの予防策も実施してください。また、マスクは、手指で口・鼻に触れる接触感染の予防にも役立ちます。



（マスクの正しい着用方法）

- ・ マスクの上下、裏表を確認する。
- ・ 鼻の形に合わせてマスクを押さえ、鼻と口を覆う。
- ・ 顔の形に合わせて合わせるようにして、両方の耳ひもをかける。
- ・ 顔の大きさに合わせてマスクを広げ、あごの下までしっかりとかぶせる。

(5) ワクチンには、鳥インフルエンザから製造された「プレパンデミックワクチン」と、新型インフルエンザ発生後にそのウイルスから製造される「パンデミックワクチン」の2種類があり、医療従事者やライフライン事業者等の社会機能維持従事者に優先的に接種する考え方（※4）が示されています。現在、政府では臨床研究によりワクチンの効果等について検討しています。

(6) 国内で感染が始まった場合、お客様、従業員や家族に38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等の症状がある場合、保健所又は発熱相談センターに連絡し、指示に従ってください。自宅で本人または家族に症状が出たと連絡を受けたら入社させてはいけません。家族も同様に外出を控えなくてはなりません。

図1 新型インフルエンザの感染経路



※4 新型インフルエンザワクチン接種の進め方について（第1次案）（関係省庁対策会議 20年9月）

### 3 職場・事業所で感染拡大を防止しよう

(1) 新型インフルエンザが発生した場合、事業者が行うべき対策の第一は、お客様、従業員や家族の安全管理です。すなわち、職場や事業活動を通じて、感染拡大の防止に最大限努める必要があります。

(2) 新型インフルエンザは発生後急速に大流行する危険性があること、万一自社が地域の流行の原因をつくったときの社会的責任や、パンデミック期の社会状況等について社内全体で認識することが重要です。そのうえで普段から実施できる、手洗いの励行や咳エチケット等の感染予防策を周知徹底する事が必要となります。

(3) 最寄りの保健所の連絡先など緊急連絡先をリストにしておくことや、不織布マスク、石鹸、使い捨て手袋、消毒用アルコールなどの備蓄が必要です。マスクや消毒液は品切れの懸念もあり、流行前に確保することが重要です。

※行政の支援（マスク等の供給や消毒作業等）は得られない可能性が高く、各企業が独自に対応せざるを得ません。

※マスクは、一つの流行期間が8週間またはそれ以上にわたる可能性があるため、従業員1人1日1枚で8週間分の備蓄が望ましいとされています。（家庭では、家族1人につき20枚程度の備蓄が勧められています。）

(4) 職場における感染拡大を防止するため、在宅勤務や時差出勤でラッシュアワーを避けるなど、できる限り人と人とが接触しない工夫をし、リスクを下げる方法を積極的に検討しましょう。（表2参照）

表2 職場における感染リスクを下げる方法

目的	区分	対策例
感染機会の減少	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅勤務</li> <li>・職場内等での宿直</li> </ul>
	通勤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時差出勤</li> <li>・自家用車、徒歩、自転車による出勤</li> </ul>
	外出等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張や社外での会議の中止</li> </ul>
職場での感染拡大の防止	感染者を入れない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出勤前の体温測定や出勤時の問診</li> <li>・訪問者の立ち入り制限（訪問者のスクリーニング）</li> </ul>
	接触距離を保つ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議の開催抑制や互いに離れての会議</li> <li>・職場や食堂等の配置替え、食堂等の時差利用</li> <li>・電話、FAX、メール等の活用</li> <li>・フレックスタイム制</li> </ul>
	感染を防ぐ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスク着用、咳エチケット</li> <li>・手洗または手指の消毒の励行</li> <li>・職場の清掃、消毒</li> </ul>
代替要員の確保		<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数班による相互に接触しない形での交替勤務（スプリットチーム制）</li> <li>・別の仕事もできるように訓練（クロストレーニング）</li> </ul>

## 4 企業の存続のために①

### 【新型インフルエンザの特徴】

(1)事業者は、新型インフルエンザの発生を経営上の危機の一つとして捉え、新型インフルエンザの特徴を踏まえた対策を、感染が始まる前から講じることが重要です。地震被害との違いは表3のとおりです。

表3 地震被害と新型インフルエンザの違い

項目	地震被害	新型インフルエンザ
発生時期	・兆候がなく突然に発生する	・海外で発生の場合には、国内発生まで準備可能
被害の内容	・施設、設備や会社インフラへの被害が大きい	・直接的には人に被害 ・時間が経過するにつれて拡大 ・欠勤者の増加で稼働低下などが発生
地理的な影響	・被害が地域限定的（代替施設での操業や取引等が可能、他からの支援可能）	・被害が全世界的（代替施設での操業や取引、他からの支援などに頼れない）
被害の期間	・最初の地震が最大被害、余震の期間も一定期間	・第一波の期間が約8週間、その後の第二波も考えられ長期化する可能性
事業継続の考え方	・重要業務をできる限り継続し、早期復旧を図る	・感染リスクや社会的責任等を考慮し、必要な事業継続のレベルを考える

(2)感染拡大を防止するため、学校や、興行施設など人の集積する場や機会を提供する一部の事業者に対して、政府や自治体から事業活動の自粛を要請されることとなります。しかしその場合も休業補償が得られない可能性が高いことをご認識ください。

(3)一方、国民生活を維持するために必要な医療従事者や、社会機能維持に関わる事業者は、大流行期においても事業活動を継続することが不可欠です。

そこで、自社が社会機能維持に関わる事業者であるかを見極め、事前取引先等とも十分に協議し、事業を継続させるための方策を検討してください。（表4参考）

表4 事業活動の自粛又は継続を要請される事業者（例示）

区分	考え方	事業者の例示
事業自粛を要請される事業者	事業継続が感染拡大を起こしうる不特定多数の人が同時に集まる場や機会を提供している事業者	学校・幼稚園・保育所、図書館、文化スポーツ施設、興行、集客施設等
事業継続を要請される事業者	①防止・被害の最小限化に資する業種・職種 ②国民の生命・健康の維持に関わる業種・職種 ③の安全・安心の確保に関わる業種・職種	医療従事者、保健所、警察、消防、救急、自衛隊、国、地方公共団体（危機管理担当）福祉、介護事業者、電気、ガス、水道、通信、運輸、金融、医薬品製造販売業者、生活必需品製造販売業者等

(1)国内で感染が始まった場合、人との接触を避けることが対策の所則となります。経営上やむを得ない会議やお客様と接触する場合には、マスクの着用や外出後の手洗いを徹底することが重要です。また、お客様にもマスクの着用をお願いするなどの対策が必要となります。

(2)新型インフルエンザによる事業継続上の支障は、直接的には要員不足です。この特性を踏まえ、次の対応・対策を講じることが必要です。（表5参照）

- ①経営者自らが、重大な危機管理事案として捉える。
- ②お客様や従業員への感染拡大防止、社会的責務及び経営存続上の観点から、限られた人員のもとでも継続すべき事業（重要事業）を選定する。
- ③不要・不急の事業の取りやめや中断も考え、事業継続のレベル（例：通常稼働率の何割を確保するか）を決める。
- ④サプライチェーン（関連取引業者）からの必要な物品、サービスの供給継続がなされるかも十分考慮する。
- ⑤ステークホルダー（利害関係者）も広く含めた対応を考慮する。

表5 重要業務と取りやめを検討すべき業務の考え方（例示）

区 分	考 え 方
重要業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療関係、ライフラインの維持、食料や生活必需品の供給・流通等で国民生活に多大な影響を及ぼす業務</li> <li>・ お客様、取引先、株主等のステークホルダーへの影響、資金繰り、株価など財務面への影響が非常に大きく、経営上大きな影響を及ぼす業務</li> <li>・ 施設管理やシステム等で、他の業務を遂行する上で必要となる基盤業務</li> </ul>
取りやめや中断を検討すべき不要・不急業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不特定多数の人を集める場や機会を提供することになる業務や不特定多数と対面しなければならない業務（ただし、上記の重要業務を除く）</li> <li>・ 出張、研修、新製品・新顧客開発等で緊急性が低い業務</li> </ul>

(3)全従業員が同一空間で業務をしている中小企業の場合、社内で感染者が出た場合、特段の対応を行わないと全従業員が感染することになりかねません。企業全体の休業を避けるためにも、感染者と接触の多かった従業員の速やかな自宅待機なども必要です。

(4)新型インフルエンザは、8週間程度またはそれ以上の流行の波が2～3回程度発生する可能性があるといわれています。このため、数週間または数カ月ビジネスが停滞することも想定されます。経営基盤の弱い中小企業においては、事業の継続に向けた取り組みが大企業以上に必要となりますので、金融機関や取引先等と事前に緊急時の対応について十分に協議し、倒産の危機を回避するよう努めてください。

## 4 企業の存続のために③

### 【事前からの備え】

(1) 新型インフルエンザ発生に備え、事業者が事前対策として準備すべき事項は、表6のとおりです。

表6 事前対策として準備すべき事項（主なもの・例示）

事 項	事前対策として準備すべき事項（例示）
危機管理体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営者を長とする対策会議等の設置</li> <li>・ 産業医や衛生管理者との連携</li> <li>・ 新型インフルエンザ対策を所管する部署、担当者の決定</li> <li>・ 経営者や管理職等が不在時の意思決定代行者の選定</li> <li>・ 感染発生国・地域からの早期人員撤退、出張規制の検討</li> <li>・ 従業員や取引先及び保健所の緊急連絡網の整備</li> </ul>
情報収集及び周知方法の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府、自治体、保健所など情報入手先の確認・リスト化と、情報入手方法の従業員と家族への周知徹底</li> </ul>
感染予防策の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マスク、手洗い液、消毒薬等の備蓄</li> <li>・ 感染者（感染疑いを含む）が出た場合の対応手順の策定</li> <li>・ 従業員や家族への正しい予防策の教育</li> </ul>
人と人が接触しない方策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議の削減、電話・FAX・メール等の活用</li> <li>・ 在宅勤務、時差出勤、自家用車、徒歩、自転車による通勤</li> <li>・ 複数班による相互に接触しない形での交代勤務等の検討</li> <li>・ 自宅待機、在宅勤務時の外出自粛等の検討</li> <li>・ 自社社への訪問者・来客の立ち入り制限措置の検討</li> </ul>
重要業務の選定と要員の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民生活に不可欠な事業や経営上継続すべき重要業務の選定</li> <li>・ 工場、商店、営業所等の施設ごとの対応策の検討</li> <li>・ 重要業務を遂行するための要員確保計画の策定</li> <li>・ クロストレーニング（別の仕事もできるように訓練する）、手順書の準備等の代替要員の確保対策</li> <li>・ サプライチェーンやステークホルダーとの調整</li> </ul>
取止めや中断をすべき不要・緊急業務の選定と代替策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不特定多数が集まる業務や緊急性の低い業務の選定</li> <li>・ 業務の取止めや中断に伴う影響の把握と、その影響を軽減するための代替策の検討</li> <li>・ 中断後、事業再開の判断基準の検討と再開に向けた関係者への連絡方法等の検討</li> </ul>
事業継続計画（BCP）の策定と訓練等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最大40%の欠勤率、自社内で感染者が発生し接触が多かった同僚の自宅待機も想定したBCPの策定</li> <li>・ 訓練等を実施してのBCPの必要な見直し</li> </ul>

(2) 具体的な行動計画の立案や事業継続計画を策定する場合には、厚生労働省や静岡県の関連情報をご参照ください（照会先は巻末に記載）。また、事業継続計画の策定に当たっては、静岡県が作成した「静岡県事業継続計画モデルプラン」も参考としてください。

## 5 想定シナリオ（事前準備をしない企業では……）

（ここでは、備えのない企業の被害をイメージしました。次ページのシナリオのポイントを見ながら、まず一度、貴社の状況を想像してみてください。）

### 平成××年△△月1日（海外で新型インフルエンザが発生）

WHO（世界保健機構）は、某国で新型インフルエンザが発生（※1）したと発表。政府や自治体の広報では、国内での発生に備えた準備（※2）をするよう呼びかけているが、富士市内で中小企業を営むA社長は、他人事のように聞き流し、何ら対策を講じようとしなかった。

### 平成××年△△月8日（海外発生から1週間・国内〔東京都および静岡県〕で感染者が確認）

早朝のニュースで、都内で新型インフルエンザの感染者が確認され、マスクの着用や外出後の手洗い等を徹底（※3）するように報道した。昼には、ついに死亡者も出たので、A社長は総務担当のB社員にマスクと消毒液の購入を指示したが、既に品切れの状態（※4）だった。

夕方には感染者はかなり増え、学校、幼稚園、保育園が休校・休園（※5）になることが報道され、数名の共働きの社員が休暇を取りたいと訴えてきた。

### 平成××年△△月9日（国内発生の翌日）

C社員から、高熱が続き、咳き込む症状で欠勤するとの電話があり、「帰宅電車内で激しくせき込む人の側にいたが、混雑で動けなかった。」（※6）と話していた。午後、材料調達先のD社社長から、「D社社員に感染者が出て、保健所の要請で社員の多くが自宅待機（※7）となり、操業中止する」旨の連絡があり、材料在庫が少ししかないため、追加確保を交渉したが無理だった。

夕方、近くのスーパーで買物したA社長の妻は、店員が「店内への入場制限（※8）をしています。お互い離れて待ってください。」と大声を張り上げ、買物客が殺到し混乱していると話していた。

### 平成××年△△月10日（国内発生から2日目）

午後には、E社員が社内で40℃の発熱や咳が激しく、新型インフルエンザの症状を呈していることから、社内では騒然となった。保健所に電話し、ようやく繋がって得られた指示は、救急車やタクシーを使わずに指定した病院へ連れてくる（※9）ことである。車で出勤していたF社員に運転を無理にお願いし、総務担当のB社員に付き添わせようとしたが、「マスクさえ用意がない（※10）のは会社の怠慢だと主張、まだ子供も小さいし。」と泣きつかれ、結局、A社長自身が付き添うことになった。病院に付き添ったA社長は、マスクもしていなかったため自宅待機を強く勧められた。

### 平成××年△△月11日（国内発生から3日目）

会社では欠勤者が増え続け、搬送トラックも確保しにくくなり（※11）、渋滞も重なって、納入が遅れ始めた。そこで、A社長は会社休業を考え、主な取引先に相談した。しかし、G社から、「うちの商品は国民生活に不可欠であり、政府や自治体から業務継続するよう要請（※12）されている。A社製品はその主要部品であり休業されては困る。」といわれ、操業を続けざるを得なかった。

### 平成××年△△月15日（国内発生から1週間）

社内での欠勤者はついに4割（※13）となり、A社は休業するしかない事態に追い込まれた。

### 平成××年□□月1日（国内発生から3週間～5週間）

社員の安否確認をしたところ、社員の感染はさらに広がっているようで、再開のタイミングがつかめなかった。資金繰りにも懸念（※14）が出てきたため、A社長は公的融資の申込み（※15）に取引先の金融機関の相談窓口に行ったが、相当の混雑でなかなか順番が回らないし、いつ融資開始されるかわからないとのうわさを聞き、大きな不安をいだいた。

### 平成××年〇〇月5日（国内発生から8週間）

感染のピークが下火になったとの報道があり、会社を再開した。しかし、必要な材料の在庫が滞り、社員も揃わず、発生前の操業ができるまで相当の期間を要した。この間の収入はなく、今後の経営をどうしようかと苦悩している……。

## 5 想定シナリオのポイント（発生時の社会状況と政府や自治体の対応）

- (1) 新型インフルエンザの発生WHO（世界保健機構）が新型インフルエンザが発生した旨を公表します。これを受け政府では、発生国からの空港や港を限定し検疫を集約し、感染のおそれがある者を宿泊施設等で停留（10日程度）するなどの水際対策を実施します。
- (2) 事前の準備政府や自治体では、新型インフルエンザの発生に備え、事業者や家庭ごとのマスク・消毒液・食糧品・生活必需品の備蓄を勧めています。
- (3) マスク・手洗い新型インフルエンザの主な感染経路は、通常のインフルエンザと同様に感染者の咳やくしゃみからの「飛沫感染」と手指などを介した「接触感染」と予想されます。
- (4) マスク・消毒薬の品切れ政府や業界ではマスクや手指等の消毒液などの必需品を十分に供給する検討を行っていますが、感染が始まる前に備蓄すると安心です。
- (5) 学校、保育園等の休校感染拡大防止のため、これら施設は休校や休園される見込みで、子供の面倒を見るために欠勤者が発生することを想定しましょう。
- (6) 混雑電車電車、バス等の公共交通機関を混雑時に利用すると感染の危険があります。政府や交通事業者では、公共交通機関の運行のあり方等について検討を始めています。
- (7) 感染者の同僚の自宅待機地域での感染初期には、感染拡大をできるだけ抑え込むため、感染者に接触した人に対し、保健所が感染症法に基づき自宅待機の要請（10日程度）を出すことにしています。
- (8) 店舗への入場制限人との近接を避けるため、店舗には入場制限などの混雑防止措置がとられる可能性があります。なお、ドライブスルー方式での受け渡しの検討も行われています。
- (9) 救急車やタクシーを使わない救急車は症状の重い患者に残さなければなりませんし、タクシーを使うと感染が広がる懸念もあります。また、保健所では、症状に応じた適切な病院の紹介等についての相談に応じています。
- (10) 感染者付き添い（搬送など）に当たる人への準備感染者に付き添う場合には、マスク、手袋、ゴーグルなどを着用すべきです。感染者の席や周囲及び感染者が触ったところの消毒作業にも、同様の備えが必要です。
- (11) 輸送手段の確保困難感染により運転手が不足する一方、生活必需品の輸送需要は高まることから、輸送手段の確保が困難になることが予想されます。
- (12) 業務継続の要請医療やライフライン等社会機能維持などの重要業務に使われる商品やサービスを供給している事業者には、政府や自治体から業務継続の要請がされることとなっています。それ以外の商品の供給等については、社員の安全等を考慮して、一時休業の検討も必要です。
- (13) 4割の欠勤者新型インフルエンザによる感染者は約25%と想定されていますが、学校の休校等に伴う育児等で、欠勤者は4割程度と見込まれています。
- (14) 資金繰りの懸念生産が進まない、売上げや顧客が激減するなどの問題から収入が相当落ち込むことを予測し、資金繰りを考えておく必要があります。
- (15) 公的融資窓口の混雑ほとんどの地域で被害が発生しますので、つなぎ融資などが必要となる企業は相当多くなるでしょう。なお、政府も円滑な融資ための検討を始めています。

## 6 取組み状況をチェックしてみよう

(1) 新型インフルエンザ発生に備え、表7に沿って、経営者や従業員の職場と家庭における対策をチェックしてみてください。今日から必要な準備をしましょう。

表7 職場と家庭のチェックポイント

チェック項目（対策のポイント）	チェック欄
① 新型インフルエンザの感染機会について、従業員・家族も知っている	
② 新型インフルエンザ感染予防策として次の項目を従業員・家族も知っている ・ 人と人との距離を2m以上保持 ・ 人込みに行かない ・ 外出後の手洗いの励行 ・ 混んだ交通機関を避ける ・ 咳エチケット（マスクの着用など） ・ 不要な外出や面談は自粛 ・ 手指が触れる場所の清掃や消毒の実施	
③ 正しいマスクのつけ方と正しい手洗いの仕方を、従業員・家族も知っている	
④ 従業員・家族が感染した（感染疑いがある）場合の連絡、搬送、消毒などの対応方法を、従業員・家族も知っている	
⑤ 職場や自宅の最寄りの保健所の連絡先や場所を確認している	
⑥ 新型インフルエンザに関する情報の入手先を従業員・家族も知っている	
⑦ 社内の新型インフルエンザに対する危機管理体制が確立している	
⑧ 大流行時でも継続すべき重要業務を選定し、中断してよい業務も考えている	
⑨ 社内で感染者が発生し接触が多かった同僚が自宅待機となっても、重要業務を継続できる方策を確立している	
⑩ 社内にマスク、消毒用アルコール等を備蓄している	
⑪ 家庭内にマスク、消毒液、食糧、不可欠な日用品を備蓄している	

(2) 新型インフルエンザに関する情報は、下記ホームページから入手できます。

・ 厚生労働省 新型インフルエンザ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/index.html>

・ 中小企業庁 新型インフルエンザ対策

<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/influenza/index.html>

・ 静岡県 新型インフルエンザ対策関連情報

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ad/shingata-inful-jyouhou.htm>

(3) ご参考

・ 静岡県 事業継続計画（BCP）策定支援策

<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-510/bcp/index.html>

### 中小企業のための新型インフルエンザ対策ガイドライン

発行:平成 21年 7月 1日 富士商工会議所総務部振興課

〒 417-8632 静岡県富士市瓜島町82番地 電話 0545-52-0995

出典:平成20年10月東京商工会議所発行「中小企業のための新型インフルエンザ対策ガイドライン」(第1版)